

八雲町立野田生小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成25年12月 1日策定
(平成30年 4月 1日改訂)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、学校が組織的に適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

(ア) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(イ) 児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

イ いじめの早期発見のための措置

※ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知する。

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①児童対象いじめアンケート調査 年2回（5月・11月）

②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（5月・11月）

③児童相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回（7月・12月）

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①校内いじめ相談窓口の設置

②八雲町子育て支援センター所員の活用

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、関係資料の提供等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、（P T A三役・学校評議員）

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、児童相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤学校いじめ防止基本方針に関わる取組の検証と見直しに関すること

<開 催>

隔月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされているものとする。
- ①いじめに係わる行為が止んでいること
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、八雲町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（必要に応じて外部機関との連携を取る）

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

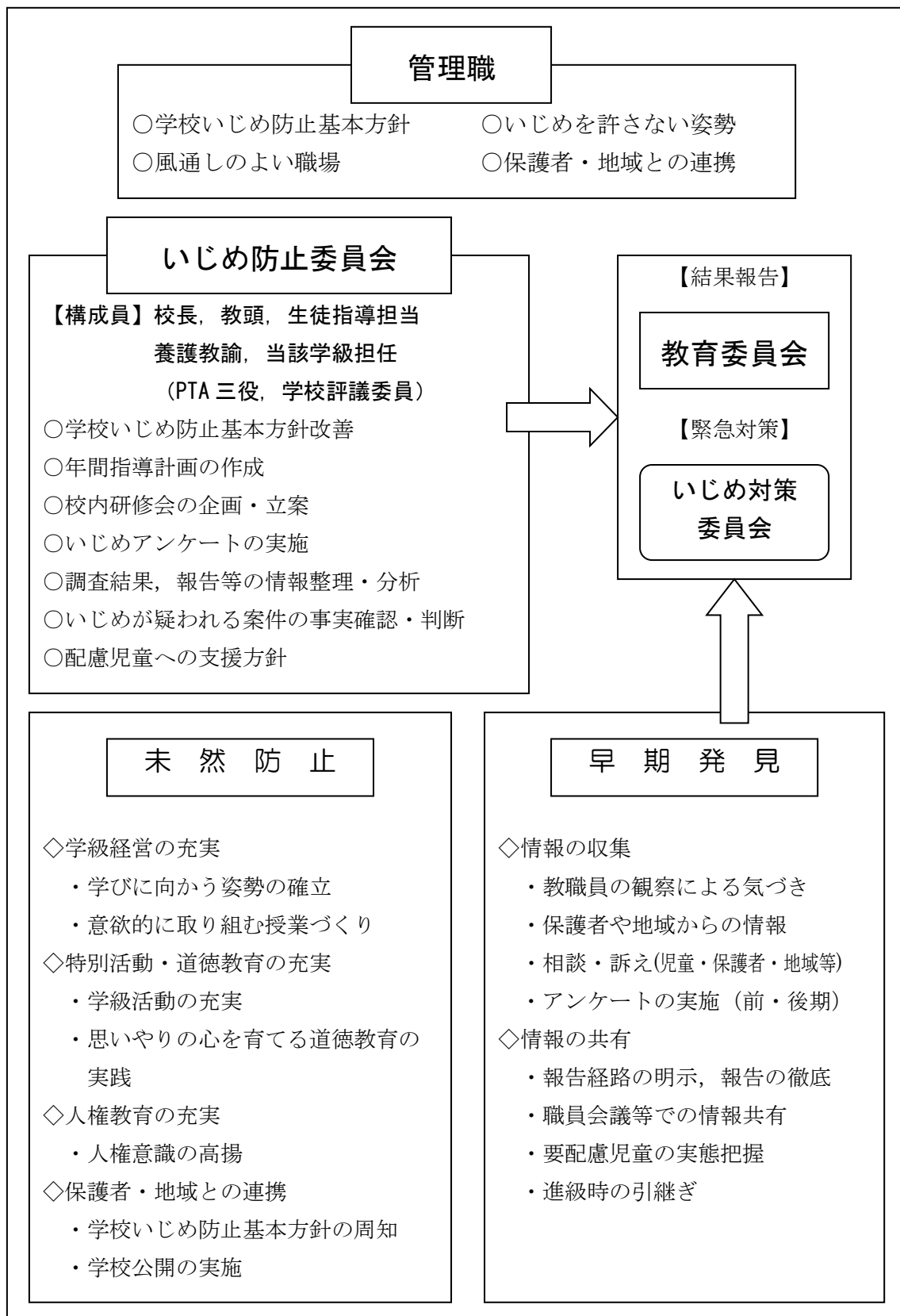
イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめ防止のための全体計画

八雲町立野田生小学校



日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

